

【報告事項】

(1) 雄武町地域公共交通活性化協議会条例の一部改正について

令和6年2月26日

雄武町地域公共交通活性化協議会

雄武町地域公共交通活性化協議会条例の一部を改正する条例

改正条文	現行条文
<p>雄武町地域公共交通活性化協議会条例（令和5年条例第9号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。</p> <p>(7) 社会福祉法人等が行う自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議する。</p> <p>(1)～(7) 略</p>

提案理由

雄武町地域公共交通活性化協議会において、社会福祉法人等による自家用有償旅客運送の実施に係る協議を可能とするため、一部改正が必要となりましたので、提案するものであります。

【改正後の条文】

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施、分析及び評価に関すること。
- (4) 町の総合的な公共交通施策に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金に関すること。
- (6) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 社会福祉法人等が行う自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

※公布日 令和5年12月18日

自家用有償旅客運送について

①自家用有償旅客運送とは？

バスやタクシーのみでは十分な移動サービスが提供されない過疎地域などで、住民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた団体が「自家用車」を用いて、有償で運送する仕組みです。

②自家用有償旅客運送を実施できる団体は？

以下の団体が主体となって実施することができます。

- 市町村 ■NPO法人 ■一般社団法人又は一般財団法人
- 認可地縁団体 ■農業協同組合 ■消費生活協同組合
- 医療法人 ■社会福祉法人 ■商工会議所 ■商工会
- 営利を目的としない法人格を有しない社団

③自家用有償旅客運送の種類は？

運送種別によって、以下の2種類に分かれます。

(1) 交通空白地有償運送

➡実施団体が、交通空白地において、その地域の住民や来訪者などの運送を行うもの

(2) 福祉有償運送

➡実施団体が、単独で公共交通機関を利用できない身体障がい者等を対象に、原則として「ドア・ツー・ドア」の個別輸送を行うもの

④自家用有償旅客運送の登録の流れは？

自家用有償旅客運送を実施するためには、地域における関係者の協議を経て、道路運送法に基づく登録を受ける必要があります。